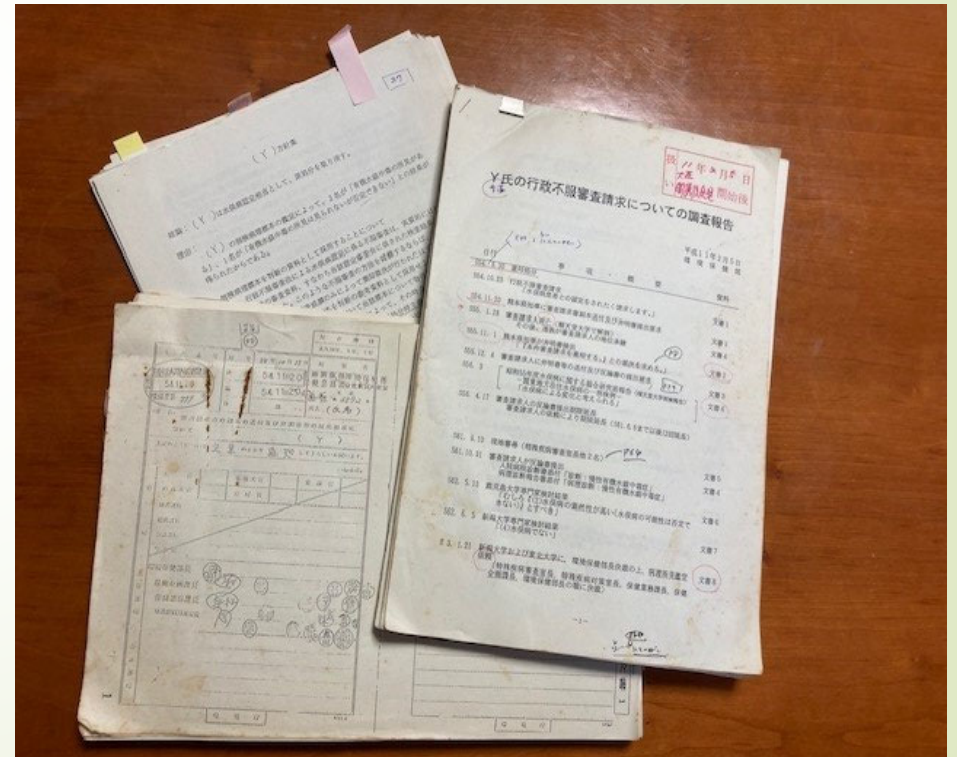
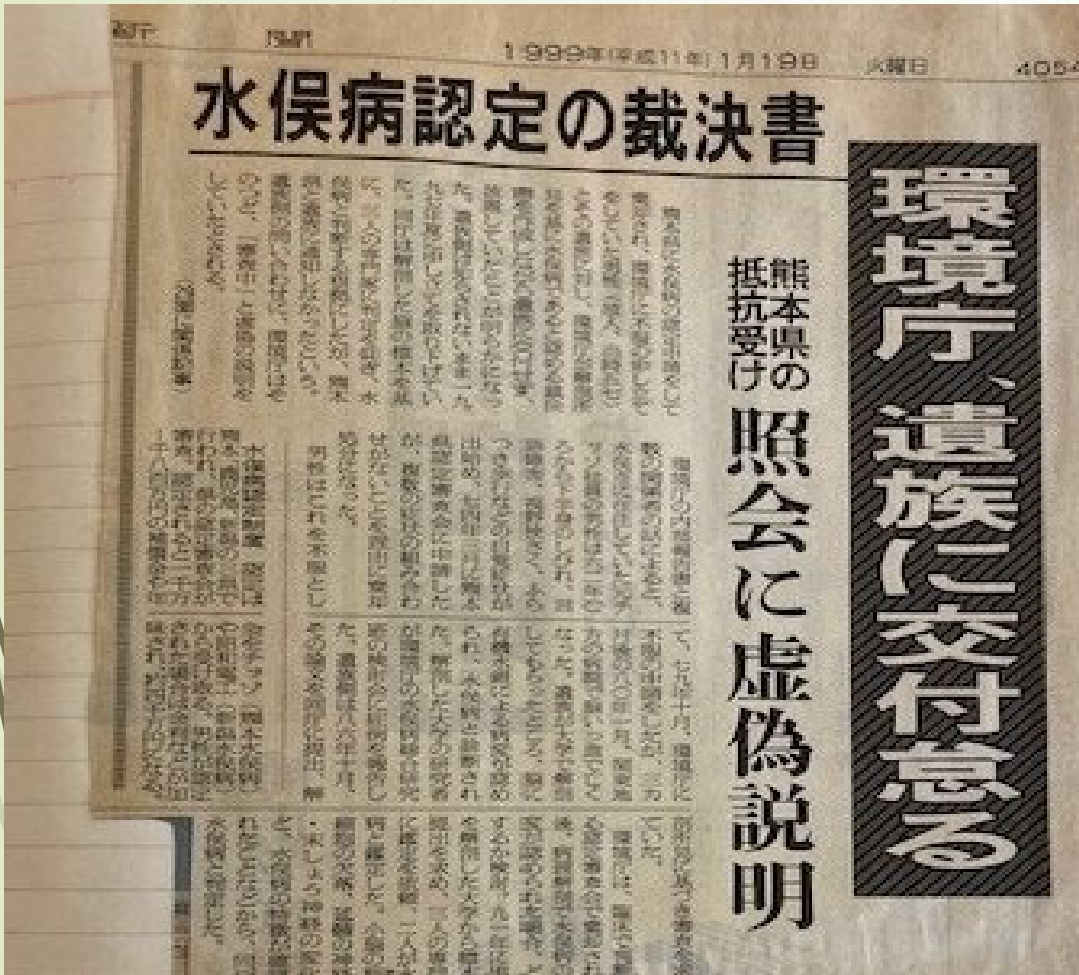


水俣病事件報道の難しさと環境報道のいま —環境省の患者認定の闇を追って—

環境ジャーナリスト 杉本裕明



経歴

1980年、朝日新聞東京本社に入社

- ▶ 北海道報道部、釧路支局、名古屋本社社会部をへて
- ▶ 1987年、東京本社社会部記者（サツ回り、遊軍、教育班）
- ▶ 1991年4月～1993年7月まで環境庁担当
- ▶ 社会部から名古屋本社社会部。遊軍キャップ、社会部デスク（環境、調査報道等）
- ▶ 98年4月、東京本社社会部。2001年1月まで環境庁・環境省クラブ（キャップ）
- ▶ 2001年2月～02年1月まで総合研究センター主任研究員
- ▶ 暮らし編集部、記事審査室委員、名古屋報道センター環境専門記者、東京本社オピニオン編集部記者等をへて2014年6月退職。
- ▶ フリーのジャーナリストとして取材、執筆。著書：「建設廃棄物革命」（環境新聞社）「環境省の大罪」（PHP研究所）「産廃編年史50年」（環境新聞社）「ルポにつぼんのごみ」（岩波書店）「テロと産廃」「社会を変えた情報公開」（いずれも花伝社）「環境犯罪」（風媒社）「赤い土」（同）「官僚とダイオキシン」（同）など。
- ▶ 御嵩町審議会委員、産業総合研究所検討会委員、環境庁検討会委員なども経験。

1999年1月19日朝刊一面トップ記事 見出し「水俣病認定の裁決書 環境庁、遺族に交付 せず 熊本県の抵抗受け、照会に虚偽説明」

- 概要：熊本県に水俣病の認定申請をして棄却され、環境庁に不服を申し立てをしていた男性（故人、当時57歳）とその遺族に対し、環境庁が、解剖所見をもとに水俣病と認める裁決書を作成しながら、遺族に交付せず、放置していた。遺族はそのことを知らないまま、1997年夏に申し立てを取り下げていた。その間、遺族側からの問い合わせに、環境庁はそのつど「審査中」とウソをついていた。
- この事件は、水俣病の認定がどのように恣意的に行われているかを如実に示しただけでなく、官僚（熊本県職員も）の体質と業のようなものを感じた。
- この報道が出て、環境庁内は大騒ぎになった。その舞台裏は。

申請していた人 Yさんはどんな人？

Yさんはチツソに努めていた。

- 1962年ごろから下半身しびれ、言語障害、視野狭窄、ふらつき。
- 1974年3月、熊本県認定審査会に認定申請。
- 79年8月、棄却処分（複数の症状組み合わせなしと）。
- 79年10月、環境庁に不服の申し立て。行政不服審査法による。
- 80年1月、Yさん死亡（順天堂大学で解剖）。
- 80年1月、熊本県が弁明書提出（請求棄却の裁決を求める）。
- 81年3月、環境庁委託事業の水俣病に関する総合的研究レポートに、同大学のYさんの剖検結果が記載「大脳、小脳の顆（か）粒細胞の間引き脱落、延髄の前庭神経核の変化などは水俣病による変化と考えられる」。
- 86年10月、遺族が上記の論文を環境庁に提出。解剖所見で審査求める。
- 80年代後半。鹿児島大専門家「水俣病の蓋然性が高い」、新潟大学専門家「水俣病ではない」と判断割れる。
- 91年、環境庁が順天堂大学に標本提出求め、入手。専門家に鑑定依頼。
- 97年7月、遺族が申し立て取り下げ、政治決着の解決金260万円受け取る。

ペーパー入手、「これは大変な事件だ」とYに絞った

- 関係者から内部資料を入手。経過と共に被害者がYさんと知る。
- ペーパー：Yさんの妻の依頼で順天堂大学佐藤助教授が解剖し、水俣病と判断した。行政不服審査法に基づく環境庁の審査で、佐藤助教授の病理所見の論文が提出（「水俣病である」）。環境庁は「職権により佐藤助教授に標本提出を求め、鑑定にかけた」とあった。
- そのあとを追った。Yさんが何者かわからない。順天堂大学なので、首都圏在住と想定。東京の告発する会の会員からYさんの経過を教えてもらう。「申し立ての手続きは会がやった」「熊本県が重視するのは熊大、京都府立大、鹿児島大」というが、家族の連絡先は教えてもらえず。息子の職業のみわかる。
- 息子の勤務先を割り出すことに成功。新宿の喫茶店で経過を話してもらう。

環境省関係者に接触 1

環境庁の官僚とOBらを当たり、内部情報を聞き出すことができた。

- ➡ Q「裁決書を書いたままになっているというが」
- ➡ A「その通り」
- ➡ Q「いつつくられた？」
- ➡ A「1992年4月と聞いている。環境保健部長の決裁までもらっていたという」
- ➡ Q「それがなんで延びた？」
- ➡ A「三觜（みつはし）特殊疾病審査室長はやる気だったが、4月15日で中村に替わった。彼に替わってからは進んでいない」
- ➡ Q「熊本県の抵抗が強かったから？」
- ➡ A「剖検資料を使うことを熊本県は知り、やめてくれと抵抗していた。環境庁は当初、押し切るつもりだったというが」

環境省関係者に接触 2

Q「これからどうなる？」

- A「裁決書は幾つか書き直されたが、そのままになっている。外にでないまま、さらに書き換えられる可能性がある」
- Q「ひどい話じゃないですか。許せない」
- A「私もそう思うが、自分の力ではなんともならない」
- Q「水俣病は何でいつもこうなんですか？」
- A「イタイイタイ病の時にもよく似た事例があり、裁決を出した。それは金を払う三井金属が認め、それにOK出したということ。三井が大企業だから。水俣病との違いはそれだ。水俣病では、こんな形で認めたらチツソが払えないとされている」
- Q「県の審査をする熊本大学の力はそんなに大きいのですか？」
- A「県は熊大中心。先生がつむじを曲げたら止まってしまう」
- 鑑定者はわからず、こちらで探すことに。

大学の教授にあたった

- 関係者を当たって鑑定した3人を割り出した。インタビューなどによる確認作業始めた。
- 米沢猛・京都府立大学名誉教授○（水俣病）
- 生田房弘・新潟大学脳研究所教授○（水俣病）
- 岩崎祐三・東北大学教授×（水俣病にあらず）
- 米沢氏「91年に環境庁から鑑定の話があり、プレパラートを50枚送ってきた。私は生田さんの意見に近い。慢性の水俣病と診断しました」。生田、岩崎両教授にも確認。
- 環境庁があたっていた衛藤光明さん（熊大・武内教授の門下生）に会った。
- 「剖検資料を環境庁が持ってきた」と衛藤さん。「水俣病ではない」というと、三觜文雄室長は「3対1なんですよ」。県の反論を抑えるため衛藤氏とコンタクトをとったらしい。衛藤さんは自説を曲げず。
- 佐藤猛・都立病院副院長「全部でプレパラート100枚を環境庁の求めで提出した。2人に鑑定させたあと、しばらくたってまた、プレパラートを求めてきた。『更に一人に鑑定させたい』と言われた。1992年1月に環境庁職員がプレパラートを返しに来た。『やっぱり水俣病でないことがわかりました』と言われた。私の判断が正しいのだろうが、環境庁が違うというのだから仕方が無い」（環境庁はウソをついていた。役人はこういうことを平気でやる人種だ）。

佐藤医師になぜ、環境庁はウソをついたのか

- ▶ Yさんの支援者だった別の人物から、経過を詳しく聞いた。
- ▶ 「佐藤さんは新潟大学の椿教授の弟子。飛び出して順天堂大学に移った。水俣の調査班に入っていたので、私らが佐藤さんをYさんの家に連れて行った。1978～9年に2回会って本人を検診。『水俣病に間違いない』。Yさんが脳溢血で倒れ、佐藤さんがいる順天堂大学病院に入院。80年1月死亡。家族は解剖を嫌がったが、佐藤さんが説得。『病理の診断を待とう』となった」
- ▶ 「78年にYさん本人を水俣へ連れていき、検診を受けた。保留扱いとなり、79年に県から棄却されていた。そこでその年の10月に行政不服審査請求を環境庁にしたわけだ」
- ▶ 「審査室に何回も抗議しに行った。『これだけの資料を出しているのに、審査・審尋がないのはなぜだ』。担当者は『もうちょっと待ってください』と繰り返すだけ。妻は『もう認定されない』。もう少し待ちましょうと説得していた」
- ▶ 「ある時、妻が、水俣へ行って政治決着でお金が出る事を知った。やめたい。それで取り下げて、97年に260万円が支給されて終わった」。
- ▶ 佐藤さんに環境省がウソをついたのは、佐藤さんからYさん側に情報が伝わるのを恐れたかららしい。

取材した官僚らの証言

三觜文雄元特殊疾病審査室長（90～92年4月まで）

- ▶ 「91年暮れに鑑定書をつくった。熊本県の中でも意見が分かれた。92年春に環境保健部長の決裁をもらった。企画調整局長まで挙げた。そのあとやらずに終わった。4月に中村信也に室長交代。中村はやらず、次の藤崎清道室長がやろうとしたが、みんなが反対しやめた」
- ▶ 三觜さんが決裁をもらった当時の柳沢健一郎環境保健部長を訪ねた。「水俣病かどうかで判断が分かれたことは知っているが、詳細については記憶がはっきりしない」とウソをついた。
- ▶ 藤崎清道・元室長（1993～94年）は、厚生省に戻った後、HIV（薬害エイズ）事件で「藤崎ファイル」の作成者に。厚生省が公開した「郡司ファイル」に、課長補佐の藤崎さんが書いた文書が。「加熱製剤の承認申請を急ぐように指示する」「米国原料を用いた非加熱製剤は取り扱わないように行政指導を行う、この程度の国内メーカーの打撃はやむなしとする」と。厚生省に不利な内容。波紋を広げ、国立公衆衛生院に異動。手紙を出すと「会ってもよい」。面会すると「何も話せません」と拒否。「水俣病はやろうとしていた。HIV事件で悪いことをしてないのに、責任を取らされた。正しいことをやろうとするとどうなるかと身にしてみたのでは」と知人。
- ▶ 藤崎室長の時の部長だった野村瞭さんにも面会したが成果なし。決裁の実行に消極的で、若いころ熊本県に出向経験。中村さんにも取材したが確認のみ。

1991年の三觜（みつはし）さんの時がポイント

- 報道後環境庁が公表した調査資料で経過を追う。
- スタートは1991年1月、環境庁環境保健部の三觜特殊疾病審査室長が部長決裁をとり、新潟大学と東北大学に病理所見の鑑定依頼。3人の所見は以下の通りだった。
- 生田房弘・新潟大学脳研究所教授）「有機水銀中毒の所見がある」○
- 岩崎祐三・東北大学教授「有機水銀中毒の所見がない」×
- 鑑定結果が割れたため、1992年1月、京都脳神経研究所に鑑定依頼。
- 研究所所長の米沢猛・京都府立大学名誉教授）「有機水銀中毒の所見がある」○
- 環境庁は「原処分主義」（県が棄却時に使った資料のみで判断）だったが、この時は①Yさんは解剖所見で県に申請する前から脳に病変②不服申請から死亡まで3ヶ月と短い—ことから解剖所見を採用していた。

環境庁は水俣病であるとの裁決書を出そうと準備を始めた

- ▶ 1992年5月、環境庁は病理所見をもとに2対1で水俣病と裁決しても大丈夫かと、大阪市立大学法学部教授に指南を仰ぐ。
- ▶ Q「病理所見を持ってのみ（熊本県の）処分を取り消すことの是非は？」
- ▶ A「病理所見を判断材料にする事は審査庁（環境庁）の裁量範囲に入る」
- ▶ Q「審査庁の裁決に対し処分庁（熊本県）が不満として訴訟を起こすことが法的に可能か」
- ▶ A「最高裁判例でも下級庁は上級庁に対して機関訴訟を起こせない」
- ▶ 1992年6月23日、環境庁「行政不服審査請求事件に係る裁決について」
- ▶ （裁決書案作成）「熊本県知事の行った請求棄却処分は、これを取り消す」。「被処分者は原処分の時点で水俣病であった蓋然性が高いと考えられる」「従って、原処分は妥当でなく取り消されるべきものである」→部長決裁をとった。あとは大臣の決裁了承を経て県に通知すればよい。が、実行されなかった。

環境省の方針に熊本県が頑強に抵抗した

- ▶ 三觜室長は柳沢部長に上げ、決裁もらっていた。部内で方針を決めると、熊本県に事前説明をした。県は猛烈に抵抗した。
- ▶ 1992年3月、県「審査庁の裁量範囲、剖検所見の証拠能力、臨床と病理の乖離」等をあげ、納得せず。
- ▶ 同4月、県次長が環境庁に来庁し、同様のことを述べて帰る。
- ▶ 同6月、県次長、審議会委員が環境庁に来庁。「納得してない。今後の認定業務、裁判における主張に影響が出る。法的に疑義があり、裁判や認定業務が収束しようとしているこの時期に裁決してほしくない。裁判や認定業務がほぼ終了する2, 3年後まで検討を待ってほしい」
- ▶ 同6月、新任の松田朗環境庁保健部長と県環境公害部長が電話会談。
- ▶ 県「臨床所見がない例を認定すると、結審を迎えつつある福岡高裁の控訴審に影響があまりに大きい」。裁決は先延ばしになる。

三觜室長から代わった中村室長時代も

- ▶ 1993年5月、新しい裁決書を起案。松田環境保健部長の決裁が降りる。
- ▶ ところが――。
- ▶ 同6月25日、庁内で幹部会議。
- ▶ 柳橋惇夫企画調整局長（元大蔵省）「公表のタイミング再考すべし」森仁美官房長（元厚生省）「異動寸前の裁決は無責任体制の非難の可能性。県・審査会との対立を懸念する。公表時期はよりマイルドな時期はいつか」といずれも消極的。実施を認めなかった。
- ▶ だが、松田環境保健部長は、なお、やる気だった。
- ▶ 同6月28日「県の審査会を県が根回しできないなら対策室がする。7月19日公表がよい」
- ▶ 同6月29日「県は不満、延ばしてほしいとのこと。1年延ばしてきた。そういうわけにはいかないと言った」

特殊疾病審査室長、中村から藤崎へ

- その後、環境庁と県との協議が続く。
- 1993年7月、室のまとめ文書「裁決文案の変更は考えなくてもよいと考えられる」「公表時期については、県と合意が成立する可能性が少なく、決断を部で行うべき」「柳橋企調局長への説得も今後の課題となる」
- 同8月、藤崎室長から新任の野村瞭環境保健部長にレク。「取り消し裁決を行う方向。タイミングを充分配慮する必要がある」
- 1994年6月、裁決文書案が作成された。「水俣病認定申請棄却処分は、これを取り消す」
- 同6月、永野義之県環境公害部長→環境庁「法律的にも医学的にも問題点が多々あるのみならず、認定業務、裁判等に与える影響が大きいのではないかと懸念している」
- 同6月（1週間後）、永野県部長、環境庁に来訪。野村瞭環境保健部長面会。
- 野村部長「時期は、福岡高裁後に再度調整したい」
- 県部長「無理を承知で御願います。3年後にしてほしい」

結論は出ているのに、先延ばしが続く

- ▶ 1994年6月、審査請求人が口述意見陳述申し立て（7月意見陳述）
- ▶ 「解剖所見を採用しないのはおかしい」
- ▶ 同7月、熊本県と環境庁（県庁で協議）
- ▶ 県「感覚障害がないのに認定すると、病像論が崩れて、収束に向かいかけている現在の体制全般に悪い影響を与える」
- ▶ 県「そもそも鑑定に出すことがおかしい。前前室長（三觜）が（県の処分を）取り消しにしてやるとの考えを最初に持って鑑定に出した。いつだったか鑑定書を持ってきて得意げに言っていた。環境庁が旧法の不服審査をやるのもおかしい。そんなものは新しい制度を作ってやるべきだ」
- ▶ 環境庁「いまさらそもそも論やるつもりはない。環境庁長官が依頼した専門家の鑑定結果をさらに熊本県が鑑定するつもりか、あなた方にそんな権限はない」
- ▶ 県「鑑定結果が正しくないから言っている」

熊本県は、裁決が出るのを妨害し続けた

- ▶ 県「00先生が違うと言っている。感覚障害がない例を病理で認定する例が増えると困る。大変なことになる」
- ▶ 環境庁「同じ事は熊本県もやってきた。なぜ、これだけ都合が悪いのか」
- ▶ 県「病理解剖もおかしい。だいたい、どうして順天堂で解剖したものを使っているのか。熊本では熊大か京都府立と決まっている」
- ▶ 環境庁「解剖するのは遺族の意志で決まること」
- ▶ 県「感覚障害がない、こんなものを認定相当にされては総合対策に影響が出る。総合対策に乗せろと騒がれる」
- ▶ 環境庁「今まで20例もこのことをしているのだから、1例ぐらい増えても大勢に影響しない」
- ▶ 県「1例でも出ると、また患者団体が騒ぎ出す」
- ▶ 環境庁のコメント：「県は極めて不誠実。審査庁の人事異動を見越して振り出しに戻そうとしている疑いを持つ。県審査課幹部は何が何でも阻止したいという考えで凝り固まっており、狂信的感情論の様に見える。一切の交渉を絶って裁決を進める選択も考えるべきである」

田中室長、野村部長となっても内部検討が続いた。
裁決書に事務次官ら了承したが、裁決は先延ばしに

- 1996年2月、環境庁保健企画課で田中義枝室長交えて議論
- 小島敏郎保健企画課長（事務官）「（県の）原処分は維持して、どうか補償協定に乗せてはどうか。本来に戻って、（県の原処分を）棄却するとするならば、職権で鑑定を行った理由が必要であるし、どの程度騒ぎが起きるのかを検討する必要がある」
- 課長案①原処分は適法だが、救済のために取り消す。②現処分は適法であるので（審査請求は）棄却するが、補償協定に乗せる。③原処分は適法であるので棄却する。①が可能なら採ることがよい。
- 1996年6月。裁決方針。「原処分を取り消す裁決を行う」企画調整局長（大西孝夫・元厚生省）、官房長（田中健次・同）、事務次官（石坂匡身・元大蔵省）まで了承。「裁決時期は未定」。先延ばし続け、うやむやにすることか。

結局、請求人は審査請求を取り下げた

1996年11月、裁決されないまま、以下の対応方針がまとめられた。

- ▶ 審査請求人の動向を「紛争を継続させる意志は弱いとみられる。判定結果が（政治決着の）一時金の対象に該当するとされた場合には、審査請求を取り下げる可能性は高いと考えられる」と、三つの対応パターンを作った。
- ▶ ①請求人の取り下げを待ち、裁決しない。利点は、熊本県との対立、裁決による例外を認める問題を回避。問題点は、請求人を取り下げに追い込んだ印象が残る。
- ▶ ②取り下げる前に取消裁決を行う。利点は、請求人を救済した印象が伝わる。問題点は、熊本県の反発、処分時主義の問題等の問題が生じる。内部的にこの時期に裁決を行うことの理由の説明が困難。それ以前に速やかに裁決すべきでなかったかという議論が起きる可能性がある。
- ▶ ③不服の申し立てを棄却。
- ▶ 1997年7月、請求人が審査請求を取り下げ、「政治決着による認定」を選んだ。熊本県で112番目の取り下げであった。①が実行された。

1994年6月の裁決書案の概要（修正後）

- 主文：知事の行った認定申請棄却処分を取り消す。
- 判断：被処分者は有機水銀の暴露歴を有する（大正11～昭和12年、昭和20～53年まで水俣市居住。自覚症状を訴えるが、原処分時の症候では感覚障害、運動失調、視野狭窄、聴力障害の主要症状は認められない）
- 病理所見の鑑定を行い有機水銀中毒の影響を否定できない判断が得られた
- これらの所見を総合的に検討した結果、水俣病認定相当と認められる。
- なお、この原則（原処分主義・処分時の資料で判断）は維持されるものであるが、本件は、被処分者が死亡しており、公健法上の再認定申請が不可能であり、本不服審査以外に救済の道がないことから、運用上の特例として（剖検）資料を用いたものである。
- コメント：熊本県を怒らせないように配慮して修正された。あくまで例外扱いとして書かれたが、これに熊本県は「臨床所見で感覚障害がないとしてアウトになった者を認定相当することになる。訴訟、不服審査で新たな紛争のタネをまく。裁判（待ち料訴訟）での県の主張が崩れる恐れがある」と反発した。

記事が掲載されると、真鍋賢治大臣が動いた

- ▶ 夜回りを励行していた私は、真鍋大臣の議員宿舎で相談した。
- ▶ 真鍋大臣「すぐに関係者の聞き取り等実態を調査し、公表せよ。隠蔽は許さん！！」と激怒。1999年1月19日の報道後、ただちに動いた。指示に従い、岡田康彦企画調整局長（元大蔵省）指揮のもと、文書の探索と関係者へのヒアリングが始まった。
- ▶ 真鍋大臣は党人派で大平正芳首相の元秘書。ライオンと呼ばれ、威厳があった。
- ▶ 環境保健部は、2月5日、閣議後の大臣会見のあと、「Y氏の行政不服審査請求についての調査報告」を記者クラブに配り会見した。他の新聞、テレビも必死に後追いしていた。
- ▶ 資料はかなり分厚い。「結構充実してるじゃないですか」の私の問いに、幹部は「持っているものは全部出せと命令した。杉本さんがどんな資料を持ってるかわからないので、全部出すしかなかった」。
- ▶ 幹部たちに職員が行ったヒアリングは、「信憑性を疑う」（ある職員）ものばかり。一番重要なのが先送りを最初に決めた柳橋と森の二人（いずれも後に事務次官に栄転）。
- ▶ 「タイミングを」と言った柳橋惇夫企画調整局長（91・7～93・6）後に事務次官93・6～94・7。ヒアリングに「異動時期のごたごたの中で処理する案件ではなく、後任の森官房長と充分相談し、指示を受けるようにと話した記憶がある」「決裁文書は見えていない。異動時期のごたごたの中で処理すべき案件ではなく、後任の森官房長と充分相談し、指示を受けるようにと話した記憶がある」と話した。

幹部の弁明（報道後の庁内ヒアリング）

森仁美官房長（90・7～93・6）企画調整局長93・6～94・7、事務次官94・7～95・7。「現処分庁に事前に話をしないと混乱が生ずると考えていた記憶がある。機が熟していなかったから裁決に至らなかったと考える」と話した。

- 柳沢健一郎環境保健部長（90・7～92・7）「取り消しをするのなら県と調整を行うことが必要と感じていた。裁決文の決裁は覚えていない」（自分が出したのに覚えていないとは！）
- 松田朗部長（92・7～93・7）「前部長の判断を支持し、県を納得してもらおうことを基本方針とした。処理して差し支えないと考えた」
- 三觜文雄特殊疾病審査室長（90・7～92・4）「部長まで決裁した。県が原処分主義を強く主張したため、直ちに裁決しないで時間をかけて説得することにした」
- 中村信也室長（92・4～93・7）「検討をもとに新たに決裁文書を起こし、以前の決裁文書も添付し、特殊疾病対策室長、保健業務課長、保健企画課長をへて、後任の（松田）環境保健部長まで新たに決裁した。企画調整局長に決裁を部下とともに持っていった。局長、もしくは官房長から、多少文章を直すよういわれた。裁判判決、総合対策の時期であり、企画調整局、官房長はすぐには難しいという雰囲気。局長から『総合対策で取り下げも始まっており、時期を待つように。熊本県の状況を考慮するように』と言われた。官房長もあまり乗り気でなかった。（松田）部長が熊本県に電話をし、強く反対されて驚いた。その後、急に大阪検疫所に異動となった」（飛ばされたようだ！）
- 奥村知一企画課長（91・7～94・7）「三觜室長時代に部長決裁をとり、県との調整を促進する」とした記憶がある」

幹部の弁明続き（報道後の庁内ヒアリング）

野村瞭部長（93・7～96・7）「取り消し裁決を行う方向であった。柳橋、森2氏から『熊本県との間が微妙な時であり、タイミングについて考慮した方がよい』との意見があった。自分自身は再三、県の環境公害部長に説得を試みたが、了解を得るに至らなかった。取り消しの方向を後任に引き継いだ」。

- ▶ 広瀬省部長（96・7～98・6）「臨床症状で決めるべきであり、解剖にこだわると他の例の救済が遅れるとも思った。原処分主義に近い考え方である。当時は政治的解決の仕事が主であった」。
- ▶ 小島敏郎企画課長（94・7～97・7）「法律的な観点から対応の選択肢について検討した」。
- ▶ 田中健次官房長（95・7～96・7）企画調整局長96・7～98・1
「この件について記憶はありません」。

幹部の弁明続き（報道後の庁内ヒアリング）

- 藤崎清道特殊疾病審査室長（93・7～94・9）
- 「前任者の引き継ぎを受け、また自分でも判断し取り消し裁決を目指した。
- 引き継ぎ前に作成されていた裁決書の案分は見た。環境省トータルとしては取り消し裁決を行うには熊本県の理解を得ることが必要との判断をしており、膠着した状況にあった。私の在任中にも部として再度詰めを行い、裁決を行うべく準備したが、熊本県の理解が得られていない段階で異動になった」
- 田中義枝室長（94・9～96・7）
- 「決裁方針案について企画調整局長に説明、『裁決方針はやむを得ないが、他に波及効果があるので、もう少し検討する必要がある。時期については待った方がよい』と言われた。保健企画課から「現在水俣病問題の状況が動いており、時期的に後にしたら」と言われ、時期を見ることにした」

さらに（報道後の庁内ヒアリング）

- 鈴木英明室長（96・7～97・7）
- 「保健企画課との法的手続きの検討として『原処分主義をなるべく壊したくないから、取り消しは難しい』、すぐ裁決できないということだった。裁決等の波及効果については当室だけでは判断できなかった。審査請求人が一時金の請求を申し立て、判定検討会もかかるという情報があり、保健企画課の指示により対応ペーパーを作成し、保健企画課長らと相談した。部長にも報告した。結論が出ず、待てというニュアンスで受け取り、裁決を保留した。取り下げが申請されたので、その時点では受理せざるを得なかった」
- 被害者に対する詐欺行為では？本当のことを知らないまま、被害者が諦めて政治決着の解決金を受けたことに対し、この人物は何の痛痒も感じていないようだ？心の痛みを感じないのだろうか。

教訓は？

官僚の行動形式がよくわかる。三觜室長が「何とかしないと」と動き始めたのは、請求人提出の剖検資料で法的に動かざるを得ないとの判断から。裁決書をつくるまではよかった。歴代室長の数人も動いた。

- ▶ 事実上、待ったをかけたのは、事務官幹部。柳橋局長は大蔵省、森官房長は厚生省出身。いずれもその先に事務次官というニンジンがある。難しい問題は先延ばしにするか、関わるのを避けるというのが官僚組織の体質。そこに無謬性がくつつくので、やっかい（誤り、間違いを認めない）。
- ▶ 当たり前前のごことをやろうとした医系技官のその後。裁決に積極的だった官僚のその後の人事は（医系技官は大きな違いなし、事務官は違う）。
- ▶ 水俣病かどうかの認定をめぐる、これまでのやり方に熊本県だけでなく、環境庁も縛られている。彼らの頭には、患者とその遺族の救済という観念が薄く、自分が所属する組織の論理が優先されている（前例踏襲主義）。前任者が先送りと決めたら判断は覆らない。
- ▶ 熊本県が強硬に反対した。足を引っ張った県の幹部は？知事の責任は？小さな環境庁でも大臣の決断は絶大な力。県は黙って従った。

環境省は、目線を誰に向けているのか

環境庁は2001年環境省に昇格したが「歌を忘れたカナリア」では？

- 水俣病：裁判、認定制度、疫学調査・チツソの経営難等、課題は多い。
- 国民の叱咤激励を受け、産業界や経済官庁に立ち向かうという伝統の消失。「三二経産省化」が進む。公害被害者の救済が主目的から外れ、対象・目的が見えなくなってきた。公害から地球環境へ。本来の規制行政は縮小・消滅の道へ。事業官庁化（省庁再編で廃棄物予算約1000億円。原発事故の後始末＝除染、保管施設＝で計1兆5000億使う。温暖化対策税で毎年1500億円がエネルギー特別会計として転がり込む。予算は環境庁時代の800億からいま6000億）。政策づくりよりも予算の消化に一苦勞。
- ミニ経産省化で経産省と仲良し。投資会社設立。GX（グリーントランスフォーメーション）で経産省から予算もらう。かつては「通産ゴジラに負けないぞ」と
- 官邸・内閣官房府の人事介入。次官～課長人事。内閣官房出向で出世コースに。
- 民主党政権での表向きの「政治優先」は自民に継承。事務次官会議の廃止で記者会見も廃止。官僚が対外的に話せなくなり好都合に。中央省庁のやりたい放題。政治と行政（官庁）の癒着とチェック機能の喪失。
- 官僚の劣化と中途退職の激化。目的意識の喪失。1～数期まで反体制派？「山椒は小粒でもピリリと辛い」→「予算増でもっと大きな事業官庁に」に。

監視役・メディアの衰退

区や自治体・権力を監視するのはメディアしかない。が、「ウォッチドッグジャーナリズム」は衰退の一歩（権力監視記者の衰退と消滅）。

- その傾向は90年代後半あたりから取材力と意欲の衰退。進むひらめ化。
- 特ダネ競争の事実上の消滅（政策の成立過程を追わず結論だけ報道）。
- 朝日新聞では、環境省クラブから社会部排除。各社とも科学部中心に。公権力のチェック意識は乏しく、温暖化問題一辺倒（脱原発、再エネ）の報道に。水俣病事件に携わる記者はいない。社内で評価されないから。
- 朝日新聞では、環境省クラブ担当は、かつては政治部と社会部、通信部。2000年の機構改革で社会部は環境省から撤退。政治部、通信部（地域報道部）も撤退→かわってくらし編集部（社会部は環境省、厚生省、農水省、経産省から撤退。学芸部デスク。各部寄せ集め）→科学未来部へ。「環境省の原点は水俣病」というが、水俣病報道は裁判の時だけ西部本社、支局の記者が記事をつくる。裁判の時だけか。
- 被害者が存在するテーマに無関心（例PFOS）。官僚になめられる

マイク音切り事件の背景

2024年5月。熊本県水俣市で、犠牲者の慰霊式のあとに実施された伊藤信太郎環境大臣と8つの患者団体との懇談の場で、職員が被害者の発言中に、司会役の境省職員が「時間なのでまとめてください」。その後マイクの音を切り回収。抗議されたが伊藤大臣は「切ったと認識していない」としらを切った。（報道機関の報道時期はばらばら。記者に問題意識の差。朝日新聞は3日夕に記事化＝デジタル）。

- 環境官僚。「なんでこんなことしたのか。批判されるに決まってる」。省内で話題。室長異動。
- 当日は、水俣病問題に関心を持つ秘書課長と特殊疾病対策室の事務官も同席。「なんで二人がいて起きた？」と疑問が庁内に広がる。事務方は余裕を持った時間割にしていたが、一刻も早く東京に戻せと、大臣側が、当日の時間繰り上げを命令したとの指摘も。
- もともと式典自体形骸化していたのではないか？ 慰霊式はチツソの社長が出席せず。おかしいという声も出なかったが、2000年代に入り、環境省の局長（医系技官）が「社長がいないのはおかしいじゃないか」とチツソ社長を説得、出席が決まった経緯がある。
- 歴代の大臣はどこまで真剣に聞こうとしたのか。伊藤大臣は、批判されたあと泣いて謝ったり現地で聞く会を開いたが、官邸に呼び付けられ岸田総理の指示による。伊藤大臣は、週2回の記者会見で官僚作成の想定問答集を読み上げ、「扱いやすい大臣」と官僚の評判はよかった。だから、「マイク切りの認識ない」と官僚を擁護した。石破内閣の浅尾新大臣。初会見で問う答集読み上げ。「つらい状況の方々に寄り添って対応していくことを（職員に）指示する」。以降も記者従う
- 以前から省内に被害者団体・弁護士への抵抗感。「モラルハザード」「弁護士儲けさせるだけ」
- 同席した木村敬（たかし）熊本県知事（蒲島郁夫元知事の弟子）は「大臣と環境省はつるしあげにあって」と発言。後に撤回したが元官僚の本音を吐露。なぜ批判されないのか。

救済拡大の流れ

1992年 総合対策事業（当時の森島昭夫名大教授＝民法、環境法）と井形昭弘鹿児島大学長（医学者）が中心。手当を出す範囲を「グレーゾーンにまで広げる」（公健法から外そうとした柳沢保健部長を森島と井形が止める）。背景（1990年9月に東京地裁が和解勧告 国が拒否していた）

- 1995年 第一次政治決着（大島理森大臣。官僚・小島敏郎、小林正明、鎌形浩史）村山政権。一時金260万円医療費。11000人。団体加算金48・8億円（「わけのわからん金」原田）
- （1999年 チッソ経営危機・270億円の債務免除 公的支援）→モラルハザード
- （関西訴訟・メチル水銀中毒の幅が広がる判決。最高裁で確定・2004年）
- 2009年 第二次政治決着（官僚・小林光・西尾哲茂）。水俣病被害者救済法（特措法）38000人。一時金210万円と医療費等。（チッソ負担756億円）。団体加算金31・5億円
- 2011年。チッソ分社化 事業はJNC。公的債務約2000億円。以前筆者は分社化案潰したのに
- （漏れた被害者の裁判闘争）。環境省は裁判で確定後、政治家使い救済 タスクフォースの意味は？
- 小林光元事務次官「ほぼ間違いない程度まで保証し、後は裁判で救うのが正しい方法」（朝日新聞2024年6月26日）「お金や病像といった事柄に問題を矮小化してしまっていた」
- 水俣市のまちづくりは？環境省から出向も。環境モデル都市（2009年認定）は低炭素社会実現でもはや古い。もやい直し（対話と協働）はどうなった？持続可能な社会は？
- 水俣市の人口。1955年5万人→70年4万人→2000年3万人→2024年2万1700人。
- 公健法認定患者2284人（チッソ1702億円支払い。2024年3月時点）。

気になること

- 最も責任の重いチッソが後ろに隠れ、国が一番の悪者に。チッソは「親方日の丸」に安住か チッソOB「被害者意識」（入江寛二など）。チッソ・政府関係者証言は「自己保身」多く、疑問も。
- ● 将来、持ち株会社のチッソがJNCに譲渡。そのお金を国に返還というスキーム（特措法）は破綻（原発事故の東電もこれをまねた）。
- ● 国には多くの問題点があるが、制約の中で何とかしたいと動く官僚もいた。うまく立ち回った官僚含め、十把一絡げの批判でよいか。
- ● 余談。今回の事件の簡単な内容は、2001年の第5回水俣病事件研究会で発表。環境省の「水俣病の悲劇を繰り返さないために」（報告書）をめぐり、被害者側の立場から、報告書づくりの研究会に参加した識者4人が、患者の支援者に環境省に加担したかのように批判された（4人は反論せず大人の対応でおさまる）。筆者も報告書について相思社から頼まれ「ごんずい」に寄稿。翌号支援者が私を名指しで批判した文章が掲載。「説明・反論したい」に相思社は「00さんが認めないからダメ」と拒否。
- ● 「対話と協働」（もやい直し）はその後どうなったのだろうか。
- ● 裁判の行方。大阪地裁、熊本地裁（線引き・除斥期間・共通診断書・疫学的知見）でわれる。東京は？確定待ちでは遅い。政治の介入で決着か。
- ● 第4の救済・実行後の残された課題（「教訓生かす」とは何？）
- ● 資料保存・公開の意義（研究センターの役割・チッソ・昭和電工の内部資料あるはず）

水俣病事件報道 忘れ得ぬ人

○高校時代、土本監督の「患者さんとその世界」を文化祭で上映。水俣市も訪問。告発する会の京都の大学生と接触。形だけメンバーに。

○1991年、92年の連載記事等で水俣取材。坂本さん親子、川本輝夫さん、チッソ労組の山下善寛さんと岡本達明さん、熊大教授の富樫貞夫さん、原田正純さん、米国カーランド博士など。第三水俣病事件も。

○1995年、戦後50年企画で、チッソOB、社員、官僚から見た水俣病事件を半年取材。「負の誕生」の連載（共著「豊かさの中で」）。元工場長、官僚、学者ら。チッソ側と言われる研究者にも多数取材。

○オピニオン編集部で大型インタビュー：原田正純さん、緒方正人さん、山下善寛さんなど。

尊敬する官僚：橋本道夫さん（環境官僚・環境の神様といわれ公健法をつくった人）、北野博一さん（原因究明した厚生官僚・新潟県衛生部長）

橋本さん「私はいろいろのサイドから批判され、攻撃され、圧力を受ける状況に自分を追い込んでいくほかには、その時代での前進はないと思ってやった」。

北野さん「役人としてでどこまでやっていいか迷うたびに、自分の縄（枠）を広げ、その中で動いているんだと自分に言い聞かせてきた」

今回の認定事件の概要は、著書『環境犯罪』（風媒社）に。参考

「負の誕生」（水俣病関係者証言）『豊かさの中で④』（朝日文庫）

